

読みどころ

👉 令和7年度の教育長・教育委員をご紹介します。

👉 教育長・教育委員の自己紹介を通して、どのようなメンバーで運営していくかをご紹介します。



新教育長からご挨拶

令和7(2025)年4月から落合 隆 教育長が就任されましたので、紹介いたします。



おち あい たかし
落合 隆 教育長

4月1日付で教育長に就任しました落合隆でございます。川崎市で生まれ育ち、平成元年に川崎市の小学校教員として採用され、とても充実した日々を過ごしていました。子どもたちの成長に関われたことにやりがいを感じていたところ、この度、新たに教育長として川崎の教育をさらに発展させていくという重要な役目をいただき、身の引き締まる思いです。

私が学校の管理職として意識していたことの一つに「こんなことをやってみたい」という子どもたちの思いや声を形にすることがありました。子どもたちが自分の思いを実現できるように活動を進めることで、「好きなこと」「夢中になれること」に粘り強く取り組める子が増え、その粘り強く取り組んだ経験は子どもたちの自信となり、自己肯定感を高めていくことになりました。保護者、地域の皆様に御協力いただきながら、子どもたちの思いが実現したときは、子どもだけでなく大人の私も嬉しく感じました。

川崎市の学校が、子ども、保護者、地域の皆様から信頼され、魅力ある学校になるよう精いっぱい努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

PICKUP 1

教育委員会は何をしているところ？

教育委員会は、全ての都道府県・市町村にある組織です。

川崎市では教育長と5人の委員で構成されています。

例えば、学校や図書館、博物館などを設置すること、学校で使用する教科書を選ぶこと、先生の人事や研修、文化財の保存・活用など、市の教育において大切なことを、教育長と5人の委員で話し合っています。

教育長・委員の一言プロフィール

野村 浩子 委員

私は小学生の男子二人のお母さんであり、ナレーターや司会者としてマイクに向かうアナウンサーでもあります。大人も子どもも幸せに、誰一人取り残さない答えをみなさんと見つけていきたいです。



西井 孝明 委員

教育委員になって2年目になります。企業経営の経験を活かして、今年も川崎の教育現場に関わる皆さんを支援することで、先生方が児童・生徒の生き生きとした学校生活づくりに集中できるようにお役に立ちたいと思います。



芳川 玲子 教育長職務代理者

大学院で大人の学生を教えています。教育の本質は人を育てること、教育委員会で審議する事項の後ろには家庭や子どもたちがいるのを忘れないこと、を考えながら、教育委員として活動しています。



森川 多供子 委員

小学校で支援サポーターとして学校での学習のお手伝いをしています。児童生徒のみなさんや先生たちやお家の人たちにとって学校が「こうなるといいな」「どうすればいいかな」を考えて提案していきたいと思っています。



坂口 緑 委員

大学で生涯学習論を研究しています。川崎の、大人も子どもも一緒に考える文化が大好きです。多様性に根差した、地域と学校の協働を実現する方法を、みなさんとともに考え、提案したいです。



読みどころ

👉 「かわさき家庭と地域の日」の、名称と取得できる日数が増えました。

👉 学校外での体験を大人と子どもと一緒に学ぶ機会をつくる目的で取り組んでいます。



かわさきホリスタ

ホリデー&スタディ
がはじまりました!

取得できるのは
年間2日間

これまでの固定利用日に加え、自由に取得できる
任意利用日を1日設定します

「かわさきホリデー&スタディ(通称ホリスタ)」は、「かわさき家庭と地域の日」をリニューアルしたものです。これまでは10月のスポーツの日を含む3連休後の火曜日を固定利用日としていましたが、それに加えて保護者の休暇に合わせて自由に取得できる1日が任意利用日として追加されました。

ホリスタの利用日は2種類あります!

固定利用日

10月のスポーツの日を含む
3連休後の火曜日

任意利用日

保護者の休暇に合わせて
都合の良い日

ホリスタのねらい

大人と子どもと一緒に学ぶ体験的な学習活動に!

「大人と子どもと一緒に体験学習する日」として、2018年から取り入れ、保護者を対象としたアンケートを実施しながら試行実施してきました。ぜひこの機会に子どもとお出かけ先でステキな発見をしていただければと思っています。

ホリスタQ&A

どうやって
取得するの?

方法は3つ!

- ①ミマモルメ等アプリからの申請(オススメ!)
- ②連絡帳
- ③申請票を担任に提出します。

任意利用日は
欠席になるの?

欠席になりません!

欠席ではなく、出席停止・忌引き等となりますので、柔軟に休暇を取得できます。

任意利用日は
取得しないと
いけないの?

取得は自由!

強制ではありませんが、ぜひ
家庭で話し合ってください。

お問合せは

教育委員会事務局 庶務課 | TEL: 044-200-3266

お問合せは

教育委員会事務局 指導課 | TEL: 044-200-3329